

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事
工事地名	埼玉県本庄市下仁手地先他

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	利根川上流河川事務所 管理課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号		1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	365日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	埼玉県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	熊谷地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	利根川上流本川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月26日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川事業費	2) 目： 直轄河川改修費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	------------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持 【下仁手地区】			式	1		133, 832, 278			
河川土工			式	1		65, 679, 285			
掘削工			式	1		33, 632, 180			
掘削		土砂 片切掘削							単-1号
			m3	7, 600	1, 363	10, 358, 800			
土砂等運搬 土取場		土砂(岩塊・玉石混り土 含む)							内-1号
			式	1		22, 258, 020			
整地 土取場		残土受入れ地での処理							内-2号
			式	1		1, 015, 360			
盛土工									
			式	1		29, 740, 780			
路体(築堤)盛土		2. 5m未満							単-2号
			m3	30	6, 993	209, 790			
路体(築堤)盛土		2. 5m以上4. 0m未満							単-3号
			m3	1, 100	927. 7	1, 020, 470			
路体(築堤)盛土		4. 0m以上							単-4号
			m3	6, 500	254. 2	1, 652, 300			
土砂等運搬 土取場		土砂(岩塊・玉石混り土 含む)							内-3号
			式	1		24, 740, 870			
積込(ルース) 土取場		土砂 土量50, 000m3未 満							内-4号
			式	1		2, 117, 350			

設計内訳書

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
法面整形工		式	1		2,306,325				
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2	4,830	477.5	2,306,325			単-5号	
法覆護岸工		式	1		30,713,222				
コンクリートブロック工(連結ブロック張)		式	1		30,713,222				
連結ブロック張	大型連結ブロック	m2	5,279	5,818	30,713,222			単-6号	
根固め工		式	1		1,697,696				
袋詰め根固め工		式	1		1,697,696				
袋詰め根固め設置	2tタイプ	袋	286	5,936	1,697,696			単-7号	
構造物撤去工		式	1		11,977,922				
連結ブロック撤去工		式	1		10,336,282				
連結ブロック撤去	大型連結ブロック	m2	5,279	1,958	10,336,282			単-8号	
袋詰め根固め撤去工		式	1		1,641,640				

設計内訳書

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
袋詰め根固め撤去	2tタイプ	袋	286	5,740	1,641,640			単-9号	
仮設工		式	1		17,708,763				
仮締切工		式	1		2,892,274				
路体(築堤)盛土	4.0m以上	式	1		940,540			内-5号	
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	式	1		910,784			内-6号	
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	式	1		1,040,950			内-7号	
仮締切撤去工		式	1		7,258,360				
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上 50,000m3未満	式	1		872,910			内-8号	
土砂等運搬 土取場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		6,104,890			内-9号	
整地 土取場	残土受入れ地での処理	式	1		280,560			内-10号	
仮水路工		式	1		2,555,456				
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上 50,000m3未満	式	1		333,900			内-11号	

設計内訳書

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
路体(築堤)盛土		2.5m未満	式	1		1,048,950			内-12号
路体(築堤)盛土		2.5m以上4.0m未満	式	1		166,986			内-13号
路体(築堤)盛土		4.0m以上	式	1		279,620			内-14号
法面整形(切土部)		現場制約無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土	式	1		726,000			内-15号
工事用道路工			式	1		1,783,773			
敷鉄板		22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式	1		1,783,773			内-16号
水替工			式	1		3,218,900			
ポンプ 排水		0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	式	1		3,218,900			内-17号
維持工			式	1		6,055,390			
維持工			式	1		6,055,390			
特殊作業員			人	50	29,580	1,479,000			単-10号
普通作業員			人	100	26,420	2,642,000			単-11号

設計内訳書

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
特殊運転手		人	20	32,340	646,800			単-12号	
一般運転手		人	20	27,950	559,000			単-13号	
[損料]バックホウ(山0.28m3)		供用日	10	7,520	75,200			単-14号	
[損料]バックホウ(山0.8m3)		供用日	10	19,300	193,000			単-15号	
[損料]トラック4～4.5t積 (吊2.9t)		供用日	10	10,200	102,000			単-16号	
[損料]ダンプトラック2t	タイヤ損耗費普通	供用日	10	5,818	58,180			単-17号	
[損料]ダンプトラック4t	タイヤ損耗費普通	供用日	10	8,731	87,310			単-18号	
[損料]ダンプトラック10t	タイヤ損耗費普通	供用日	10	21,290	212,900			単-19号	
直接工事費		式	1		133,832,278				
共通仮設費		式	1		12,927,400				
共通仮設費		式	1		3,412,400				
運搬費		式	1		2,168,400				

設計内訳書

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
仮設材運搬費		式	1		2,168,400			内-18号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,244,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		9,515,000				
純工事費		式	1		146,759,678				
現場管理費		式	1		35,662,000				
工事原価		式	1		199,145,501				
一般管理費等		式	1		30,694,499				
工事価格		式	1		229,840,000				
消費税相当額		式	1		22,984,000				
工事費計		式	1		252,824,000				

設計内訳書

工事名	境島村地区	(当 初)				事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持 【境島村地区】		式	1		10,253,103				
河川土工		式	1		1,949,223				
掘削工		式	1		876,456				
掘削	土砂 片切掘削							単-1号	
		m3	240	1,322	317,280				
土砂等運搬 土取場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		529,200			内-1号	
整地 土取場	残土受入れ地での処理							内-2号	
		式	1		29,976				
盛土工		式	1		977,007				
路体(築堤)盛土	2.5m未満							単-2号	
		m3	30	6,807	204,210				
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満							単-3号	
		m3	100	849	84,900				
路体(築堤)盛土	4.0m以上							単-4号	
		m3	120	238.2	28,584				
土砂等運搬 土取場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式	1		595,350			内-3号	
積込(ルース) 土取場	土砂 土量50,000m3未満							内-4号	
		式	1		63,963				

設計内訳書

工事名	境島村地区	(当 初)				事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
法面整形工		式	1		95,760				
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2	210	456	95,760			単-5号	
法覆護岸工		式	1		1,662,536				
コンクリートブロック工(連結ブロック張)		式	1		1,662,536				
連結ブロック張	大型連結ブロック	m2	284	5,854	1,662,536			単-6号	
根固め工		式	1		115,240				
袋詰め根固め工		式	1		115,240				
袋詰め根固め設置	2tタイプ	袋	20	5,762	115,240			単-7号	
構造物撤去工		式	1		656,132				
連結ブロック撤去工		式	1		544,712				
連結ブロック撤去	大型連結ブロック	m2	284	1,918	544,712			単-8号	
袋詰め根固め撤去工		式	1		111,420				

設計内訳書

工事名	境島村地区	(当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
							工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要		
袋詰め根固め撤去	2tタイプ	袋	20	5,571	111,420			単-9号		
維持工		式	1		5,736,690					
維持工		式	1		5,736,690					
特殊作業員		人	50	27,650	1,382,500			単-10号		
普通作業員		人	100	25,810	2,581,000			単-11号		
特殊運転手		人	20	28,460	569,200			単-12号		
一般運転手		人	20	23,770	475,400			単-13号		
[損料]バックホ(山0.28m3)		供用日	10	7,520	75,200			単-14号		
[損料]バックホ(山0.8m3)		供用日	10	19,300	193,000			単-15号		
[損料]トラック4～4.5t積(吊2.9t)		供用日	10	10,200	102,000			単-16号		
[損料]ダンプトラック2t	タイヤ損耗費普通	供用日	10	5,818	58,180			単-17号		
[損料]ダンプトラック4t	タイヤ損耗費普通	供用日	10	8,731	87,310			単-18号		

設計内訳書

工事名	境島村地区	(当 初)				事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
[損料]ダンプトラック10t	タイヤ損耗費普通	供用日	10	21,290	212,900			単-19号	
仮設工		式	1		133,282				
工事中道路工		式	1		133,282				
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式	1		133,282			内-5号	
直接工事費		式	1		10,253,103				
共通仮設費		式	1		1,633,720				
共通仮設費		式	1		449,720				
運搬費		式	1		290,720				
仮設材運搬費		式	1		290,720			内-6号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		159,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		1,184,000				
純工事費		式	1		11,886,823				

設計内訳書

工事名	境島村地区	(当 初)				事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費			式	1		4,837,000			
工事原価			式	1		16,723,823			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書
土砂等運搬
土取場

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 トラック山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 19.5km以下	m 3	7,620	2,921	22,258,020			
合 計					22,258,020			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書 整地 土取場

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	7, 600	133. 6	1, 015, 360			
合 計					1, 015, 360			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書 土砂等運搬
土取場

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 平積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む) 有り 19.5km以下	m 3	8,470	2,921	24,740,870			
合 計					24,740,870			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書

積込(ルーズ)
土取場

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	8,500	249.1	2,117,350			
合 計					2,117,350			

一式当たり内訳書

路体(築堤)盛土

第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	3,700	254. 2	940, 540			
合 計					940, 540			

一式当たり内訳書

掘削
第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 5,000m3未満	m 3	2,660	342. 4	910, 784			
合 計					910, 784			

一式当たり内訳書

法面整形(盛土部)
第 7号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面整形	盛土部 無し 無し け質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	2,180	477. 5	1,040,950			
合 計					1,040,950			

一式当たり内訳書

掘削
第 8号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m 3	3,660	238.5	872,910			
合 計					872,910			

第 9号内訳書

[illegible]

一式当たり内訳書

第 10号内訳書 整地 土取場

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	2,100	133.6	280,560			
合 計					280,560			

一式当たり内訳書

掘削
第 11号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
掘削	土砂 オープンカット 無し 無し 10,000m3以上50,000m3未満	m 3	1,400	238.5	333,900			
合 計					333,900			

一式当たり内訳書

路体(築堤)盛土
第 12号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m未満	m 3	150	6,993	1,048,950			
合 計					1,048,950			

一式当たり内訳書

路体(築堤)盛土

第 13号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	m 3	180	927.7	166,986			
合 計					166,986			

一式当たり内訳書

路体(築堤)盛土
第 14号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
路体(築堤)盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	1,100	254. 2	279, 620			
合 計					279, 620			

一式当たり内訳書

法面整形(切土部)
第 15号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
法面整形	切土部 無し ㍻質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	750	968	726,000			
合 計					726,000			

一式当たり内訳書

敷鉄板
第 16号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	966	450. 2	434, 893			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 138日 無 有	枚	104	12, 970	1, 348, 880			
合 計					1, 783, 773			

一式当たり内訳書

ポンプ排水
第 17号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
ポンプ設置・撤去		箇所	1	98,900	98,900			
ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	120	26,000	3,120,000			
合 計					3,218,900			

一式当たり内訳書

仮設材運搬費
第 18号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 30km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	166.8	5,000	834,000			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 30km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	166.8	5,000	834,000			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	t	166.8	3,000	500,400			
合 計					2,168,400			

一式当たり内訳書

第 1号内訳書

土砂等運搬
土取場

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 トラック山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 15.5km以下	m 3	240	2,205	529,200			
合 計					529,200			

一式当たり内訳書

第 2号内訳書

整地
土取場

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
整地	残土受入れ地での処理	m 3	240	124. 9	29, 976			
合 計					29, 976			

一式当たり内訳書

第 3号内訳書

土砂等運搬
土取場

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
土砂等運搬	標準 トラック山積0.8m3(平積0.6m3) 土砂(岩塊・玉石混り土含む)無し 15.5km以下	m 3	270	2,205	595,350			
合 計					595,350			

一式当たり内訳書

第 4号内訳書

積込(ルーズ)
土取場

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
積込 (ルーズ)	土砂 土量50,000m3未満	m 3	270	236.9	63,963			
合 計					63,963			

一式当たり内訳書

敷鉄板
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【上流部】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	93	422. 6	39, 301			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 19日 有 38日 有	枚	10	2, 734	27, 340			
【下流部】								
敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	m 2	93	422. 6	39, 301			
敷鉄板賃料	22×1, 524×6, 096 (mm) 無 19日 有 38日 有	枚	10	2, 734	27, 340			
合 計					133, 282			

一式当たり内訳書

[群馬県伊勢崎市境島村地先

]

仮設材運搬費

第 6号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
【上流部・下流部】								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	16	4,660	74,560			
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	16	4,660	74,560			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	t	16	3,000	48,000			
【上流部・下流部】転用時								
仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	t	16	4,350	69,600			
仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	t	16	1,500	24,000			
合 計					290,720			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削	土砂 片切掘削	単位	m3	数量	1	単価	1,363
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 片切掘削	m 3	1	1,363	1,363		
計						1,363		
単価						1,363	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,993
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	6,993	6,993		
計						6,993		
単価						6,993	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量		単価	
						1		927.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m以上4.0m未満	m 3	1	927.7	927.7		
計						927.7		
単価						927.7	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	路体(築堤)盛土	4.0m以上	単位	m3	数量		単価	
						1		254.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	1	254.2	254.2		
計						254.2		
単価						254.2	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単—5号	法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	単位	m2	数量	1	単価	477. 5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	477. 5	477. 5		
計						477. 5		
単価						477. 5	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	連結ﾌﾟﾛｯｸ張	大型連結ﾌﾟﾛｯｸ	単位	m2	数量	10	単価	5, 818
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
連結ﾌﾟﾛｯｸ張（再利用）		吸出し防止材設置、連結金具設置含む	m 2	10	3, 918	39, 180		
吸出し防止材		t=10mm	m 2	11	765	8, 415		
連結金具			個	10. 8	980	10, 584		
計						58, 179		
単価						5, 818	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	袋詰め根固め設置	2tﾀｲﾌﾟ	単位	袋	数量	10	単価	5,936
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
袋詰め根固め設置		2tﾀｲﾌﾟ	袋	10	5,936	59,360		
計						59,360		
単価						5,936	円／袋	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	連結ﾌﾟﾛｯｸ撤去	大型連結ﾌﾟﾛｯｸ	単位	m2	数量	10	単価	1,958
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
連結ﾌﾟﾛｯｸ撤去（再利用）		吸出し防止材撤去、連結金具撤去含む	m 2	10	1,958	19,580		
計						19,580		
単価						1,958	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	袋詰め根固め撤去	2tタイプ	単位	袋	数量	10	単価	5,740
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
袋詰め根固め撤去		2tタイプ	袋	10	5,740	57,400		
計						57,400		
単価						5,740	円／袋	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	特殊作業員		単位	人	数量	1	単価	29,580
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	29,580	29,580		
計						29,580		
単価						29,580	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	普通作業員		単位	人	数量	1	単価	26,420
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1	26,418	26,418		
計						26,418		
単価						26,420	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	特殊運転手		単位	人	数量	1	単価	32,340
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32,334	32,334		
計						32,334		
単価						32,340	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	一般運転手		単位	人	数量	1	単価	27,950
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	27,948	27,948		
計						27,948		
単価						27,950	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	[損料]バックホ(山0.28m3)		単位	供用日	数量	1	単価	7,520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ（クローラ） [標準]		排ガス型（第2次） 山積0. 2 8 m 3	供用日	1	7,520	7,520		
計						7,520		
単価						7,520	円／供用日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	[損料]バックホウ(山0.8m3)		単位	供用日	数量	1	単価	19,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ(クローラ型) [標準型]		排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.8m3						
			供用日	1	19,300	19,300		
計						19,300		
単価						19,300	円/供用日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	[損料]トラック4〜4.5t積(吊2.9t)		単位	供用日	数量	1	単価	10,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック[クレーン装置付]		ベーストラック4〜4.5t積 吊能力2.9t						
			供用日	1	10,200	10,200		
計						10,200		
単価						10,200	円/供用日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	[損料]ダンプトラック2t	タイヤ損耗費普通	単位	供用日	数量	1	単価	5,818
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		2 t 積級	供用日	1	5,520	5,520		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ(供用日当り)	供用日	1	298	298		
計						5,818		
単価						5,818	円／供用日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	[損料]ダンプトラック4t	タイヤ損耗費普通	単位	供用日	数量	1	単価	8,731
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	供用日	1	8,310	8,310		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ(供用日当り)	供用日	1	421	421		
計						8,731		
単価						8,731	円／供用日	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一19号	[損料]ダンプトラック10t	タイヤ損耗費普通	単位	供用日	数量	1	単価	21, 290
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		1 0 t 積級	供用日	1	20, 100	20, 100		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ(供用日当り)	供用日	1	1, 190	1, 190		
計						21, 290		
単価						21, 290	円／供用日	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	連結ブロック張（再利用）	吸出し防止材設置、連結金具設置含む	単位	m ²	数量		10	単価	3,918
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	土木一般世話役		人	0.1	33,354	3,335			
	ブロック工		人	0.2	33,048	6,609			
	特殊作業員		人	0.2	29,580	5,916			
	普通作業員		人	0.4	26,418	10,567			
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.2	53,200	10,640			
	諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		2,113			
	計					39,180			
	単価					3,918	円／m ²		

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め設置	2tタイプ	単位	袋	数量	10	単価	5, 936
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
袋詰め根固積み		2t用	袋	10	2, 340	23, 400		
袋詰め根固運搬		2t用	袋	10	1, 060	10, 600		
袋詰め根固据付		2t用	袋	10	2, 536	25, 360		
計						59, 360		
単価						5, 936	円／袋	

参考資料（１）

		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0			
連結ブロック撤去（再利用）	吸出し防止材撤去、連結金具撤去含む	単位	m ²	数量	10	単価	1,958
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役		人	0.05	33,354	1,667		
ブロック工		人	0.1	33,048	3,304		
特殊作業員		人	0.1	29,580	2,958		
普通作業員		人	0.2	26,418	5,283		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.1	53,200	5,320		
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		1,048		
計					19,580		
単価					1,958	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	袋詰め根固め撤去	2tタイプ	単位	袋	数量	10	単価	5,740
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
袋詰め根固撤去・積み込み		2t用	袋	10	2,340	23,400		
袋詰め根固運搬		2t用	袋	10	1,060	10,600		
袋詰め根固仮置き		2t用	袋	10	2,340	23,400		
計						57,400		
単価						5,740	円／袋	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	敷鉄板設置・撤去	設置・撤去	単位	m 2	数量	100	単価	450. 2
	名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
	土木一般世話役		人	0. 295	33, 354	9, 839		
	とび工		人	0. 295	33, 048	9, 749		
	普通作業員		人	0. 295	26, 418	7, 793		
	バックホウ（クローラ型）運転		日	0. 295	58, 290	17, 195		
	諸雑費（率＋まるめ） 1%		式	1		444		
	計					45, 020		
	単価					450. 2	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月	2026. 3
						歩掛使用年月	2026. 3
						労務調整係数	1.000-00-00-2-0
	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 138日 無 有	単位	枚	数量	1	単価
							12,970
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
敷き鉄板賃料		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	11,868	11,868	
整備費（敷鉄板）		2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100	
諸雑費（まるめ）			式	1		2	
計						12,970	
単価						12,970	円／枚

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	ポンプ設置・撤去		単位	箇所	数量	1	単価 98,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	土木一般世話役		人	0.5	33,354	16,677	
	特殊作業員		人	0.1	29,580	2,958	
	普通作業員		人	2	26,418	52,836	
	バックホウ運転		日	0.5	52,840	26,420	
	諸雑費（まるめ）		式	1		9	
	計					98,900	
	単価					98,900	円／箇所

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	26,000 摘要
特殊作業員			人	0.17	29,580	5,028	
工事用水中ポンプ運転		0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	503	503	
発動発電機運転		0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	日	1	19,720	19,720	
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		749	
計						26,000	
単価						26,000	円／日

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 30km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量		単価	5,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 30kmまで	t	1	5,000	5,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						5,000		
単価						5,000	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	単位	t	数量		単価	3,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	2	1,500	3,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3,000		
単価						3,000	円／t	

参考資料（２）

袋詰め根固積込み		2t用	単位	袋	数量	単価	金額	摘要
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
土木一般世話役		人	0.14	33,354	4,669			
特殊作業員		人	0.14	29,580	4,141			
普通作業員		人	0.27	26,418	7,132			
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	25 t 吊	日	0.14	53,200	7,448			
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		10			
計					23,400			
単価					2,340	円／袋		

單僑使用年月	
步掛使用年月	
勞務調整係數	

2026. 3

1. 000-00-00-2-0

[illegible]

参考資料（２）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固据付	2t用	単位	袋	数量	10	単価	2, 536
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 15	33, 354	5, 003		
特殊作業員			人	0. 15	29, 580	4, 437		
普通作業員			人	0. 3	26, 418	7, 925		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		2 5 t 吊	日	0. 15	53, 200	7, 980		
諸雑費（率＋まるめ） 0. 1%			式	1		15		
計						25, 360		
単価						2, 536	円／袋	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	袋詰め根固撤去・積み込み	2t用	単位	袋	数量		単価		
	名称	規格	単位	数量	単価	10		2,340	摘要
	土木一般世話役		人	0.14	33,354	4,669			
	特殊作業員		人	0.14	29,580	4,141			
	普通作業員		人	0.27	26,418	7,132			
	ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕	25 t 吊	日	0.14	53,200	7,448			
	諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		10			
	計					23,400			
	単価					2,340	円／袋		

参考資料（２）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固仮置き	2t用	単位	袋	数量	10	単価	2, 340
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 14	33, 354	4, 669		
特殊作業員			人	0. 14	29, 580	4, 141		
普通作業員			人	0. 27	26, 418	7, 132		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		2 5 t 吊	日	0. 14	53, 200	7, 448		
諸雑費（率＋まるめ） 0. 1%			式	1		10		
計						23, 400		
単価						2, 340	円／袋	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価 58,290
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	運転手（特殊）		人	1	32,334	32,334	
	軽油		L	119	129	15,351	
	バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕	山積0.8m ³ （平積0.6m ³ ） 2.9t吊	日	1.06	10,000	10,600	
	諸雑費（まるめ）		式	1		5	
	計					58,290	
	単価					58,290	円／日

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	バックホウ運転		単位	日	数量	1	単価 52,840
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
運転手（特殊）			人	1	32,334	32,334	
軽油			L	45	129	5,805	
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		山積0.8m3（平積0.6m3） 2.9t吊	日	1.47	10,000	14,700	
諸雑費（まるめ）			式	1		1	
計						52,840	
単価						52,840	円／日

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数 2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	工事用水中ポンプ運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価 503
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
工事用水中モータポンプ [普通型]		潜水ポンプ 口径200mm 全揚程10m	日	1.1	458	503	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						503	
単価						503	円／日

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	発動発電機運転	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	単位	日	数量	1	単価 19,720
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
軽油			L	137	129	17,673	
発動発電機 [ディーゼルエンジン駆動]		4 5 k V A	日	1.1	1,860	2,046	
諸雑費（まるめ）			式	1		1	
計						19,720	
単価						19,720	円／日

参考資料（3）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル 10t積級	単位	日	数量	1	単価	62,320
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	27,948	27,948		
軽油			L	58	129	7,482		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		10 t 積級	供用日	1.29	20,100	25,929		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ(供用日当り)	供用日	1.29	747	963		
計						62,322		
単価						62,320	円／日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一1号	掘削	土砂 片切掘削	単位	m3	数量	1	単価	1,322
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削		土砂 片切掘削	m 3	1	1,322	1,322		
計						1,322		
単価						1,322	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一2号	路体(築堤)盛土	2.5m未満	単位	m3	数量	1	単価	6,807
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
路体（築堤）盛土		2.5m未満	m 3	1	6,807	6,807		
計						6,807		
単価						6,807	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一3号	路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	単位	m3	数量		単価	849
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体（築堤）盛土	2.5m以上4.0m未満	m 3	1	849	849		
	計					849		
	単価					849	円／m3	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一4号	路体(築堤)盛土	4.0m以上	単位	m3	数量		単価	238.2
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	路体（築堤）盛土	4.0m以上 20,000m3未満 無し	m 3	1	238.2	238.2		
	計					238.2		
	単価					238.2	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－5号	法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	単位	m2	数量	1	単価	456
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
法面整形		盛土部 無し 無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土 全ての費用	m 2	1	456	456		
計						456		
単価						456	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	連結ﾌﾟﾛｯｸ張	大型連結ﾌﾟﾛｯｸ	単位	m2	数量	10	単価	5, 854	
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要		
連結ﾌﾟﾛｯｸ張（再利用）		吸出し防止材設置、連結金具設置含む	m 2	10	3, 836	38, 360			
吸出し防止材		t=10mm	m 2	11	765	8, 415			
連結金具			個	12	980	11, 760			
計						58, 535			
単価						5, 854	円／m2		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一7号	袋詰め根固め設置	2tﾀｲﾌﾟ	単位	袋	数量	10	単価	5,762
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
袋詰め根固め設置		2tﾀｲﾌﾟ	袋	10	5,762	57,620		
計						57,620		
単価						5,762	円／袋	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	連結ﾌﾟﾛｯｸ撤去	大型連結ﾌﾟﾛｯｸ	単位	m2	数量	10	単価	1,918
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
連結ﾌﾟﾛｯｸ撤去（再利用）		吸出し防止材撤去、連結金具撤去含む	m 2	10	1,918	19,180		
計						19,180		
単価						1,918	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一9号	袋詰め根固め撤去	2tﾀｲﾌﾟ	単位	袋	数量	10	単価	5,571
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
袋詰め根固め撤去		2tﾀｲﾌﾟ	袋	10	5,571	55,710		
計						55,710		
単価						5,571	円／袋	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	特殊作業員		単位	人	数量	1	単価	27,650
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	27,642	27,642		
計						27,642		
単価						27,650	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	普通作業員		単位	人	数量	1	単価	25,810
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1	25,806	25,806		
計						25,806		
単価						25,810	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	特殊運転手		単位	人	数量	1	単価	28,460
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	28,458	28,458		
計						28,458		
単価						28,460	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一13号	一般運転手		単位	人	数量	1	単価	23,770
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	23,766	23,766		
計						23,766		
単価						23,770	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一14号	[損料]バックホ(山0.28m3)		単位	供用日	数量	1	単価	7,520
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ（クローラ） [標準]		排ガス型（第2次） 山積0. 2 8 m 3	供用日	1	7,520	7,520		
計						7,520		
単価						7,520	円／供用日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	[損料]バックホウ(山0.8m3)		単位	供用日	数量	1	単価	19,300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ(クローラ型) [標準型]		排出ガス対策型(第3次基準値) 山積0.8m3	供用日	1	19,300	19,300		
計						19,300		
単価						19,300	円/供用日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	[損料]トラック4～4.5t積(吊2.9t)		単位	供用日	数量	1	単価	10,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック4～4.5t積 吊能力2.9t	供用日	1	10,200	10,200		
計						10,200		
単価						10,200	円/供用日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一17号	[損料]ダンプトラック2t	タイヤ損耗費普通	単位	供用日	数量	1	単価	5,818
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		2 t 積級	供用日	1	5,520	5,520		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ(供用日当り)	供用日	1	298	298		
計						5,818		
単価						5,818	円／供用日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一18号	[損料]ダンプトラック4t	タイヤ損耗費普通	単位	供用日	数量	1	単価	8,731
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	供用日	1	8,310	8,310		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ(供用日当り)	供用日	1	421	421		
計						8,731		
単価						8,731	円／供用日	

1 次単価表

単一19号		[損料]ダンプトラック10t	タイヤ損耗費普通	単位	供用日	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	単価	21,290
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		10 t 積級	供用日	1	20,100	20,100				
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ(供用日当り)	供用日	1	1,190	1,190				
計						21,290				
単価						21,290	円／供用日			

参考資料（１）

連結ブロック張（再利用）		吸出し防止材設置、連結金具設置含む	単位	m ²	数量	単価	金額	摘要
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.1	32,946	3,294		
ブロック工			人	0.2	32,640	6,528		
特殊作業員			人	0.2	27,642	5,528		
普通作業員			人	0.4	25,806	10,322		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]		2.5 t 吊	日	0.2	53,200	10,640		
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		2,048		
計						38,360		
単価						3,836	円／m ²	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め設置	2tタイプ	単位	袋	数量	10	単価	5, 762
名 称		規 格	単位	数量	単価	金額	摘 要	
袋詰め根固積み		2t用	袋	10	2, 291	22, 910		
袋詰め根固運搬		2t用	袋	10	989. 2	9, 892		
袋詰め根固据付		2t用	袋	10	2, 482	24, 820		
計						57, 622		
単価						5, 762	円／袋	

参考資料（１）

連結ブロック撤去（再利用）		吸出し防止材撤去、連結金具撤去含む	単位	m ²	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	1,918 摘要
土木一般世話役		人	0.05	32,946	1,647		
ブロック工		人	0.1	32,640	3,264		
特殊作業員		人	0.1	27,642	2,764		
普通作業員		人	0.2	25,806	5,161		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	2.5 t 吊	日	0.1	53,200	5,320		
諸雑費（率＋まるめ） 8%		式	1		1,024		
計					19,180		
単価					1,918	円／m ²	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	袋詰め根固め撤去	2tタイプ	単位	袋	数量	10	単価	5,571
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
袋詰め根固撤去・積み込み		2t用	袋	10	2,291	22,910		
袋詰め根固運搬		2t用	袋	10	989.2	9,892		
袋詰め根固仮置き		2t用	袋	10	2,291	22,910		
計						55,712		
単価						5,571	円／袋	

参考資料（１）

敷鉄板設置・撤去		設置・撤去	単位	m ²	数量	単価	金額	摘要
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0.295	32,946	9,719		
とび工			人	0.295	28,560	8,425		
普通作業員			人	0.295	25,806	7,612		
バックホウ（クローラ型）運転			日	0.295	54,530	16,086		
諸雑費（率＋まるめ） 1%			式	1		418		
計						42,260		
単価						422.6	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
	敷鉄板賃料	22×1,524×6,096(mm) 無 19日 有 38日 有	単位	枚	数量	1	単価 2,734
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	敷き鉄板賃料	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,634	1,634	
	整備費（敷鉄板）	2 2 × 1 5 2 4 × 6 0 9 6 mm	枚	1	1,100	1,100	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					2,734	
	単価					2,734	円／枚

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 20km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量		単価	
						1		4,660
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 20kmまで	t	1	4,660	4,660		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,660		
単価						4,660	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(往復分)	単位	t	数量		単価	
						1		3,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	2	1,500	3,000		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						3,000		
単価						3,000	円／t	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運	関東・中部・近畿 1km 12m以内 各種(実数入力) 0無 無	単位	t	数量		単価	
						1		4,350
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
基本運賃区分A		製品長12m以内 10kmまで	t	1	4,350	4,350		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						4,350		
単価						4,350	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	仮設材等の積込み、取卸し費	積込み、取卸し(片道分)	単位	t	数量		単価	
						1		1,500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込み、取卸し費（仮設材等）			t	1	1,500	1,500		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1,500		
単価						1,500	円／t	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	袋詰め根固積込み	2t用	単位	袋	数量		単価	
						10		2,291
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.14	32,946	4,612		
	特殊作業員		人	0.14	27,642	3,869		
	普通作業員		人	0.27	25,806	6,967		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.14	53,200	7,448		
	諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		14		
	計					22,910		
	単価					2,291	円／袋	

参考資料（２）

参考資料（2）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	袋詰め根固運搬	2t用	単位	袋	数量	10	単価	989.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック運転		オンロード・ディーゼル 10t積級	日	0.17	58,190	9,892		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						9,892		
単価						989.2	円／袋	

参考資料（２）

袋詰め根固据付		2t用	単位	袋	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	2,482
土木一般世話役		人	0.15	32,946	4,941		
特殊作業員		人	0.15	27,642	4,146		
普通作業員		人	0.3	25,806	7,741		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.15	53,200	7,980		
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		12		
計					24,820		
単価					2,482	円／袋	

参考資料（２）

袋詰め根固撤去・積み込み		2t用	単位	袋	数量	単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
名称	規格	単位	数量	単価	金額	単価	2,291
土木一般世話役		人	0.14	32,946	4,612		
特殊作業員		人	0.14	27,642	3,869		
普通作業員		人	0.27	25,806	6,967		
ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.14	53,200	7,448		
諸雑費（率＋まるめ） 0.1%		式	1		14		
計					22,910		
単価					2,291	円／袋	

参考資料（２）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	袋詰め根固仮置き	2t用	単位	袋	数量	10	単価	2, 291
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 14	32, 946	4, 612		
特殊作業員			人	0. 14	27, 642	3, 869		
普通作業員			人	0. 27	25, 806	6, 967		
ラフテレーンクレーン〔油圧伸縮ジブ型〕		2 5 t 吊	日	0. 14	53, 200	7, 448		
諸雑費（率＋まるめ） 0. 1%			式	1		14		
計						22, 910		
単価						2, 291	円／袋	

参考資料（2）

参考資料（2）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	バックホウ（クローラ型）運転		単位	日	数量	1	単価	54, 530	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手（特殊）			人	1	28, 458	28, 458			
軽油			L	119	130	15, 470			
バックホウ（クローラ）〔標準・クレーン機能付き〕		山積0. 8 m 3（平積0. 6 m 3） 2. 9 t 吊	日	1. 06	10, 000	10, 600			
諸雑費（まるめ）			式	1		2			
計						54, 530			
単価						54, 530	円／日		

参考資料（３）

		単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0			
	ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル 10t積級	単位	日	数量	1	単価 58,190
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	運転手（一般）		人	1	23,766	23,766	
	軽油		L	58	130	7,540	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	10 t 積級	供用日	1.29	20,100	25,929	
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.29	747	963	
	計					58,198	
	単価					58,190	円／日

R 7 八斗島管内低水護岸補修工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	144,085,381
(2)共通仮設費	14,561,120
(3)純工事費	158,646,501

(1)+(2)

(4)現場管理費	40,499,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	199,145,501
----------	-------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	30,694,499
-----------------	------------

(8')その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	0
------------	---

(10)工事価格	229,840,000
----------	-------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	22,984,000
------------	------------

(12)請負工事価格	252,824,000
------------	-------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	229,840,000
-------------	-------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	231,198,000
------------	-------------

(15)調査基準価格の100/110	210,180,000
--------------------	-------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	30,699,323	)
------------------	------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	144,085,381	直接工事費	144,085,381	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2， 7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3 %または3 0 0 0 万円を超える額 ）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		144,085,381		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		144,085,381			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6.88 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7.02 %	（6.88% × 週休1.02）			
計上額		10,114,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0				
					調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	144,085,381	直接工事費	144,085,381		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	144,085,381	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.91 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.91 %				
計上額	1,311,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	2,459,120				
運搬費	2,459,120	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					13,884,120

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	133, 832, 278	直接工事費	133, 832, 278	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0 （橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0 （工場原価）				
管理費区分 5		0 （一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0 （間接費非対象額）				
管理費区分 T		0 （全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額 ）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		133, 832, 278	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		133, 832, 278		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		6. 97 %		0 %		
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		7. 11 %	(6. 97% × 週休1. 02)			
計上額		9, 515, 000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	133,832,278	直接工事費	133,832,278		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	133,832,278	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.93 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.93 %				
計上額	1,244,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	2,168,400				
運搬費	2,168,400	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					12,927,400

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川工事			合算工事： 0			
対象工事費	10,253,103	直接工事費	10,253,103	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7		0	（工場原価）			
管理費区分5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		10,253,103		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		10,253,103			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		11.32 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		11.55 %	（11.32% × 週休1.02）			
計上額		1,184,000		0		0
比較結果						
当該追加工事		A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	10,253,103	直接工事費	10,253,103		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	10,253,103	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.56 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.56 %				
計上額	159,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	290,720				
運搬費	290,720	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					1,633,720

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	157,969,501	単独（追加工事）直接工事費	144,085,381	単独（追加工事）共通仮設費	13,884,120
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	157,969,501	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	157,969,501		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	23.24 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	23.94 %（23.24% × 週休1.03）		0 %		
計上額	37,817,000		0		0
			9,009,728（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	146,759,678	単独（追加工事）直接工事費	133,832,278	単独（追加工事）共通仮設費	12,927,400
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	146,759,678	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	146,759,678		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	23.59 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	24.3 %（23.59% × 週休1.03）		0 %		
計上額	35,662,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	11,886,823	単独（追加工事）直接工事費	10,253,103	単独（追加工事）共通仮設費	1,633,720
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	11,886,823	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	11,886,823		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	39.51 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	40.7 %（39.51% × 週休1.03）		0 %		
計上額	4,837,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 利根川上流河川事務所 管理課 工事番号 第 0 回変更
 発注年月 令和08年01月 契約区分 単年度（繰越を含む）の分任官 主工種 河川工事

工事原価	195,786,501				
純工事費	157,969,501	現場管理費	37,817,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	195,786,501	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	195,786,501	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	195,786,501				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15.64 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	30,694,499				
業務委託料等	0				
調査基準価格	231,198,000				
調査基準価格の100/110	210,180,000	（ 91.45 % ）			

業務委託料等＜データ無し＞

事務所名	利根川上流河川事務所 管理課	工事番号	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官
		主工種	河川工事

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 八斗島管内低水護岸補修工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持 【下仁手地区】		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 片切掘削	m3		7,600		
土砂等運搬 土取場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地 土取場	残土受入れ地での処理	式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		30		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		1,100		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		6,500		
土砂等運搬 土取場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
積込(ルース) 土取場	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工		式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2		4,830		
法覆護岸工		式		1		
コンクリートブロック工(連結ブロック張)		式		1		
連結ブロック張	大型連結ブロック	m2		5,279		
根固め工		式		1		
袋詰め根固め工		式		1		
袋詰め根固め設置	2tタイプ	袋		286		
構造物撤去工		式		1		
連結ブロック撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
連結ブロック撤去	大型連結ブロック	m2		5,279		
袋詰め根固め撤去工		式		1		
袋詰め根固め撤去	2tタイプ	袋		286		
仮設工		式		1		
仮締切工		式		1		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 5,000m3未満	式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	式		1		
仮締切撤去工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式		1		
土砂等運搬 土取場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
整地 土取場	残土受入れ地での処理	式		1		
仮水路工		式		1		
掘削	土砂 オープンカット 押土無 障害無 10,000m3以上50,000m3未満	式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	式		1		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	式		1		
法面整形(切土部)	現場制約無し 砂質土、砂及び砂質土、粘性土	式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
水替工		式		1		
ポンプ排水	0以上120(m3/h)未満 10m 常時排水	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
維持工		式		1		
維持工		式		1		
特殊作業員		人		50		
普通作業員		人		100		
特殊運転手		人		20		
一般運転手		人		20		
[損料]バックホ(山0.28m3)		供用日		10		
[損料]バックホ(山0.8m3)		供用日		10		
[損料]トラック4～4.5t積 (吊2.9t)		供用日		10		
[損料]ダンプトラック2t	タイヤ損耗費普通	供用日		10		
[損料]ダンプトラック4t	タイヤ損耗費普通	供用日		10		

工事数量総括表

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
[損料]ダンプトラック10t	タイヤ損耗費普通	供用日		10		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
仮設材運搬費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事						(当 初)	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
一般管理費等			式		1			
工事価格			式		1			
消費税相当額			式		1			
工事費計			式		1			

工事数量総括表

工事名	境島村地区 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持 【境島村地区】		式		1		
河川土工		式		1		
掘削工		式		1		
掘削	土砂 片切掘削	m3		240		
土砂等運搬 土取場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		
整地 土取場	残土受入れ地での処理	式		1		
盛土工		式		1		
路体(築堤)盛土	2.5m未満	m3		30		
路体(築堤)盛土	2.5m以上4.0m未満	m3		100		
路体(築堤)盛土	4.0m以上	m3		120		
土砂等運搬 土取場	土砂(岩塊・玉石混り土含む)	式		1		

工事数量総括表

工事名	境島村地区 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
積込(ルース) 土取場	土砂 土量50,000m3未満	式		1		
法面整形工		式		1		
法面整形(盛土部)	法面締固め無 現場制約無	m2		210		
法覆護岸工		式		1		
コンクリートブロック工(連結ブロック張)		式		1		
連結ブロック張	大型連結ブロック	m2		284		
根固め工		式		1		
袋詰め根固め工		式		1		
袋詰め根固め設置	2tタイプ	袋		20		
構造物撤去工		式		1		
連結ブロック撤去工		式		1		

工事数量総括表

工事名	境島村地区 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
連結ブロック撤去	大型連結ブロック	m2		284		
袋詰め根固め撤去工		式		1		
袋詰め根固め撤去	2tタイプ	袋		20		
維持工		式		1		
維持工		式		1		
特殊作業員		人		50		
普通作業員		人		100		
特殊運転手		人		20		
一般運転手		人		20		
[損料]バックホウ(山0.28m3)		供用日		10		
[損料]バックホウ(山0.8m3)		供用日		10		

工事数量総括表

工事名	境島村地区 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
[損料]トラック4～4.5t積(吊2.9t)		供用日		10		
[損料]タンクトラック2t	タイヤ損耗費普通	供用日		10		
[損料]タンクトラック4t	タイヤ損耗費普通	供用日		10		
[損料]タンクトラック10t	タイヤ損耗費普通	供用日		10		
仮設工		式		1		
工事用道路工		式		1		
敷鉄板	22×1,524×6,096(mm) 設置・撤去	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		

工事数量総括表

工事名	境島村地区 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
仮設材運搬費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 7 八斗島管内低水護岸補修工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省 関東地方整備局

利根川上流河川事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適 用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和 7 年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙ー 1 「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等（契約書第 10 条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第 26 条第 3 項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第 5 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
（１）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監

- 理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
 - (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は近隣地域一覧(別紙-2)の工事でなければならない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
- (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
 - (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))
 - (3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)
4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7コリンズ(CORINS)へ

の登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第7条 コリンズ（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 埼玉県本庄市下仁手 緯度 36° 15' 11" 経度 139° 13' 22"

終点 埼玉県本庄市下仁手 緯度 36° 15' 13" 経度 139° 12' 39"

第8条 コリンズ（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリンズ（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にする。

記載例）

本工事は、埼玉県本庄市下仁手地先（利根川右岸179k～180k）及び群馬県伊勢崎市境島村地先（利根川左岸178k～179k）において、損傷した低水護岸を補修する工事である。

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社 印

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、

受注者は下記の調査に協力しなければならない。（別紙様式０－１～０－１０）

- （１）受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- （２）受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- （３）工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川上流河川事務所のホームページにより公表する。
- （４）低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－１	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－２	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－３	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－４	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－５	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－６	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－７	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－８	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第１１条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第１２条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第８５条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

・河川土工

第１３条 工事書類の作成

- １．工事書類の作成に当たっては、「土木工事電子書類作成マニュアル（令和７年３月）」に基づき実施するものとする。

2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式ー15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）
令和7年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」の設置

本工事は、「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の対象工事では無いが、受注者から「三者会議」の開催を要請した場合、明らかに会議開催の必

要性が乏しいと判断される場合を除き、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「三者会議」を開催するものとする。

受注者は、「三者会議」の開催を要請する場合、監督職員と協議するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」） 運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 17 条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第 18 条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第 19 条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和 5 年 12 月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第20条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面にに基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第21条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第22条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第23条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第24条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第25条 快適トイレの設置

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）室内寸法900×900mm 以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1. の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～（１１）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）

※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第26条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- ①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- ②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事用道路

工事用道路を使用する場合、工事用道路に設置されているゲート開閉の詳細については監

督職員の指示によるものとする。

6. サイクリング道路

サイクリング道路、遊歩道については、通行止めにならないように施工すること。

第27条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が25℃以上となる日を、真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正值（％）＝ 真夏日率 × 補正係数※

※ 真夏日補正係数：１．２

第 28 条 安全管理推進技術者等認定について

１．概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

２．認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去５回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

３．認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

４．認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

５．不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第 29 条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙－６を参考にすること。

防災措置に要する費用については設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第30条 仮設工等の段階点検

受注者は、仮設工の計画、設計及び施工における下記段階及び内容について、監督職員の指示する書式に従い、確認し、提出するものとする。

(1) 仮設工の設計完了段階(指定仮設については、発注者から提示された設計図書の内容検討完了段階)

現地条件と整合した設計条件で設計され適切な仮設計画書が作成されているかを確認する。(なお、指定仮設については発注者から提示された設計図書が現地条件と整合した設計条件で設計され、安全確保された設計図書になっているかを確認する)

(2) 仮設工の施工中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(3) 仮設工の施工完了段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

(4) 仮設工の撤去中間段階

仮設計画書どおりに施工が実施されているか確認する。

第31条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設について、現地で詳細を確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置(場所、高さ等)及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

3. 本工事区間に近接する架空線等上空施設は、以下を想定している。

ただし、現地調査等により、下記以外の施設が確認された場合も同様に扱うものとする。

施設の種類	所有者	条件等	貸与する資料
送電線	東日本旅客鉄道(株)エネルギーマネジメントセンター給電技術センター所長	安全な離隔距離の確保	河川現況台帳

第32条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル(河川部運用案)【架空線等上空施設編】(平成28年12月 関東地方整備局 河川部)」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第33条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通

省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後（工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで）に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第34条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第35条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第36条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第 37 条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係「緑化・花壇」を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係「現場休憩所の快適化」を実施するものとする。
 - (3) 安全関係「盗難防止(警報機等)」を実施するものとする。
 - (4) 地域連携「社会貢献」を実施するものとする。
2. 現場環境改善の内容については、下記のとおりとするが、内容に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率)の50%を上限として設計変更の対象とする。

第 38 条 工 期

1. 工期は、雨天、休日等 59 日間を見込み、契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

①準備期間	40 日間
②後片付け期間	20 日間
③雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数)	1.63

(※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。(当該工事の作業不能日ではない。))

1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日：24 日間

過去 5 か年(2020 年～2024 年)の国土交通省(八斗島観測所、栗橋観測所)、気象庁(板東観測所)及び環境省(伊勢崎地点、久喜地点、我孫子地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 本工事の工期は出水期間を含んでいる。
4. 6 月 1 日から 10 月 31 日を出水期間とし、河川区域及びその周辺で工事を行ってはならないが、下記に示す工種等においてはこの限りではない。なお、既存堤防の治水上の安全を下げないように留意すること。
 - ・準備・後片付け
 - ・維持工
 - ・仮設工
5. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に

設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第39条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第40条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「第79条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート等調査を実施する場合はこれに協力すること。

第41条 週休2日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

（1）週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・ 変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合

③官公庁の休日の場合

完全週休２日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、１年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

- ５．監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休２日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休２日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
- ６．工事完了後、週休２日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
- ７．アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- ８．明らかに受注者側に月単位の週休２日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- ９．週休２日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休２日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乘じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休２日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休２日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休２日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休２日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第４２条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

- １．受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近５カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、八斗島、栗橋（国土交通省のデータ）、坂東（気象庁のデータ）観測所における１日の降雨・降雪量雨が１０mm以上/日の日を想定している。

- ２．アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第４３条 個人情報の取り扱いについて

（基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人

情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

- 1 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－2）を発注者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第44条 概算・概略数量

本工事は、概略構造及び概略数量を示したものであり詳細については、監督職員の指示によるものとする。詳細設計については、現在、別途行われているところであり、この成果の引き渡しは令和8年9月中旬とする。

第45条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第46条 新技術の活用（施工者選定型）

- 1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事

である。

2. 本工事において、第45条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第45条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)～4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 新技術導入促進Ⅰ型で提案され、履行された技術については施工者選定型の履行とみなす。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第47条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要（案）R5.3』を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

（1）段階確認・材料確認、立会での確認

①受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声Web会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。

②確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、いずれのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。

詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第48条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査

に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準令和5年3月3日（国不建第578号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第49条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式ー1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

(2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項

(6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更

- 1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

第50条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取り組みを実施することができる。

本取り組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第45条 新技術の活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第51条 出来高部分払方式

本工事において部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第52条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、下仁手地先及び境島村地先で施工を行う工事である。

第53条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第54条 ISO9001認証取得の活用

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事（以下、「ISO活用工事」という）である。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び過去2年以内に粗雑工事による指名停止等措置をうけた受注者を除くものとする。

1. 受注者は、JISQ9001（ISO9001）の認証を取得している場合において、契約締結後に申請し、発注者の承認を受けた場合、本条の規定に従って、ISO活用工事として実施することができる。
2. 受注者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。
 - ①申請書（別紙様式－6）
 - ②ISO9001の認証の取得に係る登録証の写し
 - ③ISO9001の審査に係る書類（受注者が送付を受けた最新の審査報告書、その審査の合否判定結果の写し）
 - ④申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001の認証を取得していることを示す書類
 - ⑤ISO9001の認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類
 - ⑥申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合には土木工事、営繕工事の場合には営繕工事のものに限る）のすべての工事成績評定通知書の写し
 - ⑦⑥がない場合、ISO9001の認証取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、直近の工事成績評定通知書の写し但し、②でその内容が確認できる場合、④、⑤は提出を要しない。

3. 次に掲げる場合においては、本取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。
- ①受注者のISO9001認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。（別紙様式ー7）により監督職員に速やかに申出）
 - ②受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。
4. 受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、協力するものとする。
5. 品質計画書の提出
- 受注者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合、当該工事の施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。
6. 品質マネジメントシステムを活用した監督業務
- 本工事は、以下の項目について、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認（以下「検査記録の確認」という）を受けることにより、代えることができる。
- ①「指定材料の確認」
- 指定材料の確認については、指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。
- ②「工事施工の立会い」
- 工事施工の立会いについては、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。
- ③「段階確認」
- 段階確認については、ISO9001活用工事の場合、原則として、下表の方法に代えることができる。但し、重点監督の対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。受注者が当該工事の一部の工事種別についてこの取扱いを希望しない場合についても、監督職員の承諾を得た上で通常の立会い及び段階確認を選択することができる。

	監督項目	段階確認
①	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関わる項目	通常の段階確認を実施する。
②	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施する。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。
③	鉄筋組立てに関する項目	通常の半分の頻度で段階確認を実施する。

④	土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-6の6項、表1-1段階確認一覧表のうち上記①, ②, ③以外の項目	適当な時期に請負者の検査記録を確認する。
⑤	その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。

7. 内部監査の実施

内部監査は、6ヶ月に1回程度（工期が6ヶ月以内の場合にあっては工期内において1回以上）実施するものとする。なお、受注者は、本工事の品質計画書又は施工計画書に、本工事で実際に内部監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

内部監査における監査チームのリーダーは、以下の①～④のすべての要件を満足し、かつ当該工事に直接携わる者以外の独立した者とする。

- ① 10年以上の現場経験を有する。
- ② 以下の資格の少なくとも1つ以上を有する。

- イ 技術士
- ロ 1級土木施工管理技士
- ハ 1級造園施工管理技士
- ニ 1級建築士
- ホ 1級建築施工管理技士
- ヘ 建築設備士
- ト 1級電気主任技術者
- チ 1級管工事施工管理技士
- リ 1級電気工事施工管理技士
- ヌ 1級建設機械施工管理技士（旧1級建設機械施工管理技士）

- ③ 以下のいずれかの内部監査研修を修了している。

- イ 一般財団法人 日本規格協会（J R C A）の承認を受けている審査員研修機関が実施する内部監査員養成セミナー（研修）
- ロ 以下の要件のいずれかを満たすことでイと同等と認められる受注者等の講師による社内研修
 - i 当該研修の講師が一般財団法人 日本規格協会（J R C A）の承認を受けている審査員研修機関が実施する審査員研修を修了している。
 - ii 当該研修の講師がイの研修を受け、その後内部監査チームのリーダー経験がある

- ④ ③の研修修了後、現場の作業所を対象に内部監査チームのリーダーを経験している。

8. 品質記録

受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従わなければならない。

9. 検査時の提出書類

受注者の検査記録の確認に置き換えたものに関して、検査時に提出する品質管理及び出来

形管理に関する書類については、必要項目が網羅され、監督職員の承諾が得られた場合には、指定様式によらず受注者の検査記録の様式により提出することができる。

10. その他

品質計画書、品質マネジメントシステム運用状況の把握、検査時の対応その他の取扱いについては、平成16年9月15日付け国関整契第435号、国関整技調第34号、国関整技評第33号「工事におけるISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて」によるものとし、本取扱いの承認を得た受注者に、別途、監督職員から通知する。

第2章 土木工事共通

第55条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

第56条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としている。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第57条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や

現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第58条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー12によるものとする。

第59条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第60条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第61条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第62条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第3章 河川土工

第63条 掘削工

掘削した土砂は、以下の通り処理するものとする。

（1）下仁手地先

利根川右岸165.0k付近の土取り場へ運搬・整地するものとする（運搬距離L=19.5km以下・DID区間あり）

（2）境島村地先

利根川左岸168.0k付近の土取り場へ運搬・整地するものとする（運搬距離L=11.5km以下・DID区間なし）

第64条 盛土工

1. 使用する盛土材は、以下の通りとする。

（1）下仁手地先

利根川右岸165.0k付近にある土取り場の土砂を使用するものとする。（運搬距離L=19.5km以下・DID区間あり）

（2）境島村地先

利根川左岸168.0k付近にある土取り場の土砂を使用するものとする。運搬距離L=11.5km以下・DID区間なし）

2. 盛土基礎地盤の段切りの断面等については、監督職員の承諾を得なければならない。

3. 締固め度の管理は、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」によるものとする。

4. 土量の確認方法は、締固め後の体積とする。

5. 盛土の締固めに使用する機械については、土木工事標準基準書のとおり見込んでいる。な

お、構造物周辺 1 m 及び狭隘等により上記機種により施工できない箇所については、タンパ等により入念に締固めるものとする。上記により難しい場合は、監督職員を協議するものとする。

第 6 5 条 土砂等運搬

土砂等運搬については、河川敷に整備している工事用道路を使用できるものとする。

第 6 6 条 建設発生土の受け入れ地

受注者は、本工事から建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合は、別紙様式－ 8 により搬出前に搬出先区市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・FAX 等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督職員に提出しなければならない。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土量（m³）

第 6 7 条 法面整形工

1. 土羽土（衣土）、覆土の盛土材料については、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」に基づき事前に土質試験を行い、施工性が確保できるとともに、適切な締固め度が得られることを確認するものとする。
2. 盛土法面の締固め度の管理にあたっての試験方法及び規格値については、「品質管理基準及び規格値」の「河川土工」に準拠し砂置換又は突砂法により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議のうえ、試験方法及び規格値を設定するものとする。
3. 盛土法面における現場密度試験の測定頻度については、「出来形管理基準及び規格値」における「法面整形工（盛土部）」の厚さ管理を行う頻度に準拠するものとし、測定位置は監督職員と協議により決定するものとする。

第 4 章 一 般 施 工

第 6 8 条 維持工

維持工は、現場周辺の維持管理の他、工事用道路の補修、清掃等を行うものとし、監督職員の指示により速やかに行うものとする。

なお、監督職員の指示に基づき、作業内容（指示事項）、実施時期、必要とする機械、労務、材料等の概略数量及び安全管理を含む作業方針等について、資料を作成し提出するもの

とする。

また、各作業の作業終了後、速やかに作業報告書を作成し確認を受けるものとする。

第69条 工事用道路工

1. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。

なお、補修は設計変更の対象とする。

2. 既設工事用道路を使用する前に、路面の状態等を確認・記録し監督職員に提出するものとする。なお、工事用道路の補修を行う場合には、速やかに監督職員と補修構造・範囲等について協議するものとし、補修費用については設計変更の対象とする。また、工事完了時の補修についても同様の扱いとする。

第70条 仮設工

1. 本工事の仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。
2. 設計図書に指定のない仮設については、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責任において決定し、施工するものとする。なお、現地の状況等に変更が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第71条 仮締切工

1. 仮締切に使用する土砂は、仮水路工での掘削による建設発生土を流用し、不足分は現場周辺の河床を掘削するものとする。
2. 仮締切の天端はY. P. +40.173mとすることを想定している。
3. 仮締切土堤については第43条の詳細設計を踏まえて見直す予定である。ただし、第70条第1項、第2項の記載事項は遵守すること。
4. 仮締切盛土を設置している期間については、水替え工（常時排水）を見込んでいる。
5. 仮締切撤去工における建設発生土は、仮水路の埋め戻しに流用し、余剰分は利根川右岸165.0k付近の高水敷に運搬、整地するものとする（運搬距離L=19.5km以下・DID区間あり）。

第5章 築堤・護岸

第72条 コンクリート連結ブロックの種類、品質、規格等

コンクリートブロック張工に使用する連結ブロックは、JIS又はこれに準じたものとし、1m²あたり重量は350kg以上である。

第73条 吸出し防止シート

1. 河川護岸用吸出し防止シート

河川護岸用施工に使用する吸出し防止シートについては、「河川護岸用吸出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有している製品のうち、下記の規格を満足しているシートとする。

なお、評価書を有していない製品についても、別に「公的試験機関による技術証明書」（表－１参照）を有しているシートについては使用できるものとする。

項 目	基 準	備 考
透 水 性	10^{-2} (1/s) 以上	JIS L 3204準拠
厚 さ	10mm以上	
引 張 強 度	1.0tf/m以上	縦・横方向共
科学的安定性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS K 7114準拠 (PH 5～9)
耐 候 性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS A 1410 JIS A 1415準拠
適 用 勾 配	1 : 3	

※上記については、河川護岸用吸出し防止シートのみ適用し、取付護岸（仮設）及び護床工等には適用しないものとする。

「公的試験機関による技術証明書」の内容は、「平成４年度建設省告示第1324号」における評価項目のうち、基準については下記によるものとする。

表－１

評 価 項 目	評 価 基 準	試 験 方 法
開 孔 径	$\phi 95 / \phi 85 \leq 1.0$ (尚、 $\phi 95 \leq 0.2\text{mm}$ は上記判定不要)	振動式開孔径試験
垂 直 方 向 透 水 性	10^{-2} (1/s) 以上	JIS L 3204準拠
引 張 強 度	1.0tf/m以上（縦・横方向共）	JIS L 3204準拠
化 学 的 安 定 性 (強度保持率)	70%以上 130%以下	JIS K 7114準拠 (PH 5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上 130%以下	JIS A 1410 JIS A 1415準拠
摩擦（静止摩擦係数）	$\mu \geq 0.5$ （適用勾配 1 : 2 以上） 0.3（適用勾配 1 : 3 以上）	国土センター統一試験

２．取付護岸・護床吸出し防止シート

取付け護岸に使用する吸出し防止シートは厚さ10mmとし、品質、規格については表－２によるものとする。

３．品質管理方法

シートの生産者はシートの生産過程において品質試験を行い、その試験成績表を保管して

おくものとする。

(1) 納入される製品には、シート設置にあたり裁断した場合でも、全ての裁断片に、①製品名②製造年月日③製造工場名が明示されていること。(製造年月日は整理番号でもよい)

(2) 納入される製品は、表-2の品質試験により管理されているものとする。

①「製造工場における品質試験」として、通常の生産過程において3日に1回以上の割合で行われているもの。

②「公的試験機関による品質試験」として、製品の生産過程において、20,000㎡に1回以上の割合で行われているもの。

表-2 吸出し防止シートの品質・規格及び試験方法

項 目	規 格	試 験 方 法
密 度	0.12 g / c m ³ 以上	JIS L 3204
圧 縮 率	12%以下	〃
引 張 強 度	1.0tf/m以上	JIS L 3204準拠
伸び率(最大強度時)	50%以上	JIS L 3204
耐薬品性(不溶解分)	90%以上	〃
透 水 性	0.01 (1 / s 以上)	JIS L 3204準拠

4. 現場における検査方法

(1) 現地において、施行面積2,000㎡毎に監督職員が指示する荷日表示されたシートについて、工場での品質試験結果を提出すること。

さらに、現地に納入される製品の裁断布に近いシートの公的機関における成績証明書を提出すること。

(2) 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

5. 吸出し防止シートの施工

河川護岸用及び取付護岸・護床吸出し防止シートの重ね幅は、10cm以上とする。

第74条 連結ブロックの撤去・設置

1. 連結ブロックは撤去し、現場周辺の高水敷に仮置きするものとする。
2. 仮置きした連結ブロックは、設置の際に再利用するものとする。
3. 連結ブロックの破損等により上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第75条 袋詰め根固の撤去・設置

1. 護岸上部に設置されている袋詰め根固めは撤去し、現場周辺の高水敷に仮置きするものとする。
2. 仮置きした袋詰め根固めは、設置の際に再利用するものとする。
3. 袋詰め根固めの破損等により上記により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第6章 その他

第76条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督職員に提示するものとする。

第77条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第78条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

①気象庁地震計にて震度4の地震が発生した場合。

イ) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

ロ) 現場休工日（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

②気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工日（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第79条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第80条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 3 8 条
公害関係	☐ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。	第 3 4 条 第 3 5 条 第 3 6 条
明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。	第 6 3 条
その他	☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。	第 7 4 条 第 7 5 条

【近隣地域一覧】（上流ブロック）

（1）茨城県

古河市	五霞町
-----	-----

（2）栃木県

足利市	佐野市	野木町
-----	-----	-----

（3）群馬県

前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	館林市
藤岡市	富岡市	みどり市	渋川市	安中市	吉岡町
甘楽町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町
邑楽町	神流町	榛東村			

（4）埼玉県

熊谷市	行田市	加須市	本庄市	東松山市	羽生市
鴻巣市	深谷市	桶川市	久喜市	北本市	坂戸市
川越市	上尾市	幸手市	蓮田市	鶴ヶ島市	白岡市
越生町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町
鳩山町	ときがわ町	皆野町	長瀨町	美里町	神川町
上里町	寄居町	伊奈町	毛呂山町	東秩父村	さいたま市
秩父市	横瀬町				

概略工事工程表

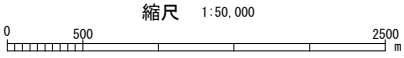
工事名： R7八斗島管内低水護岸補修工事

[illegible]

位置図 S=1:50,000



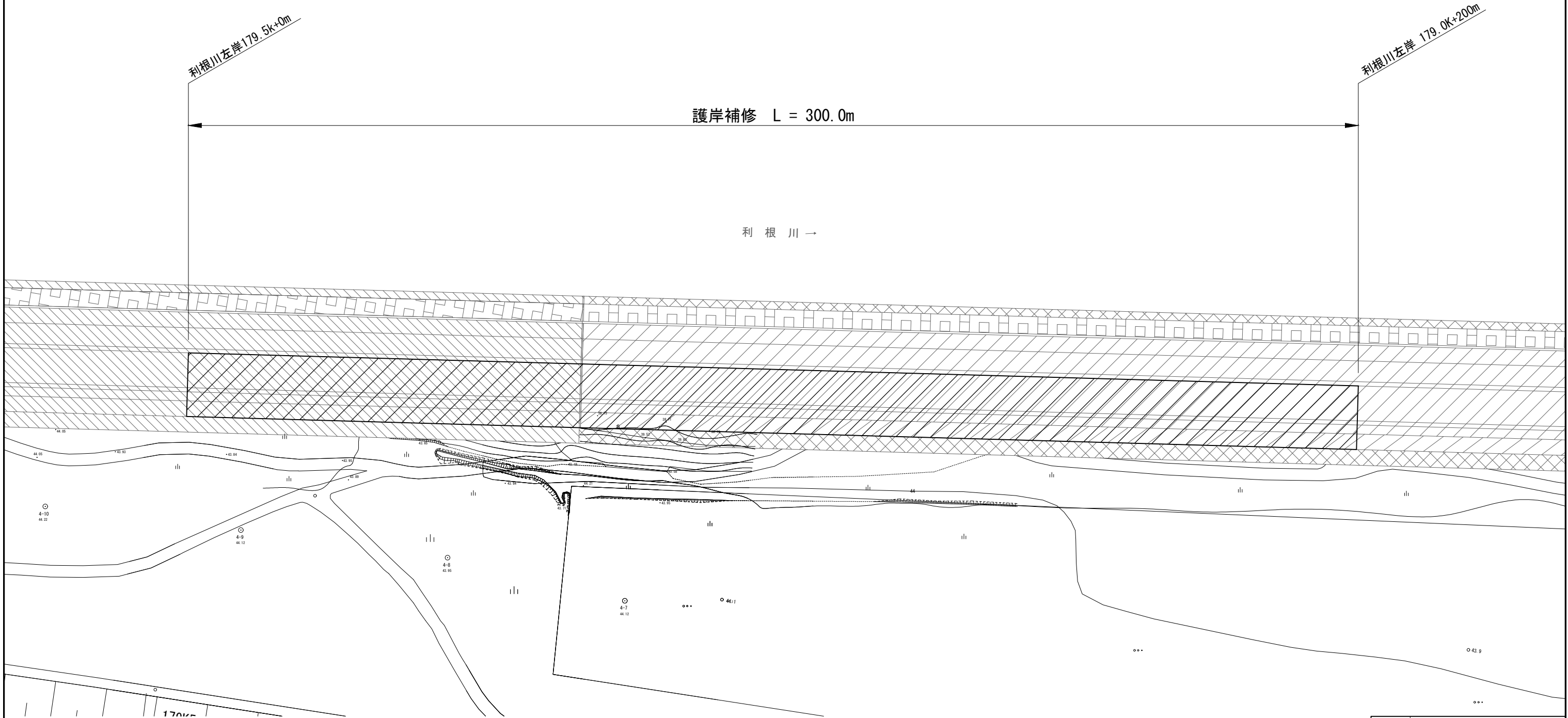
工 事 名		R 7 八斗島管内低水護岸補修工事							
図 面 名		位 置 図							
作成年月日		令和 8 年 1 月 日							
縮 尺		1:50,000		図面番号		1 / 7			
設計会社名									
副所長		課長		専門官		係長		設計	
事務所名		国土交通省 利根川上流河川事務所							



平面図

(下仁手地区)

S=1:500

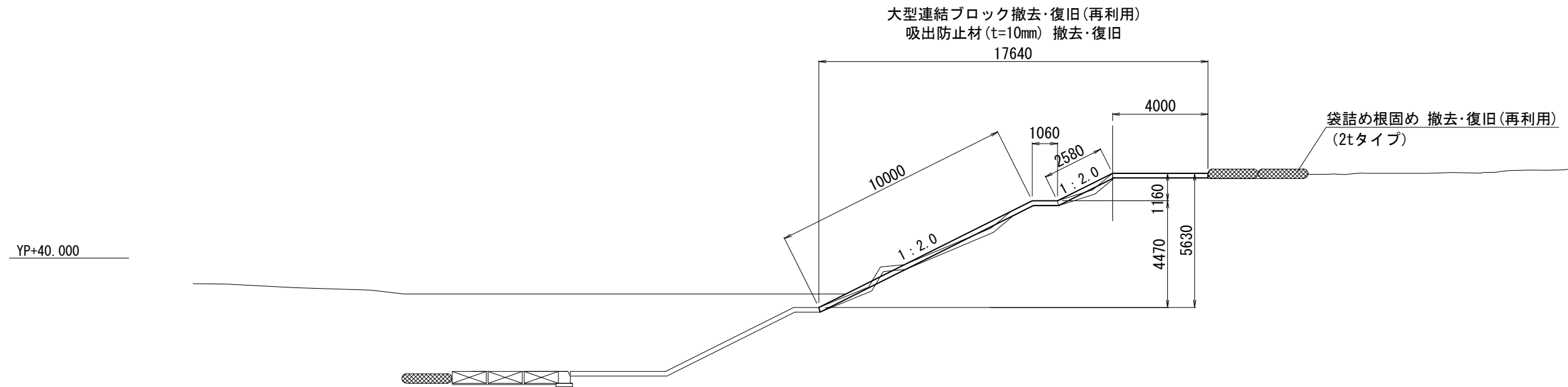


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R7八斗島管内低水護岸補修工事		
図面名	平面図（下仁手地区）		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	2 / 7
会社名			
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

標準横断図
(下仁手地区)

S=1:100

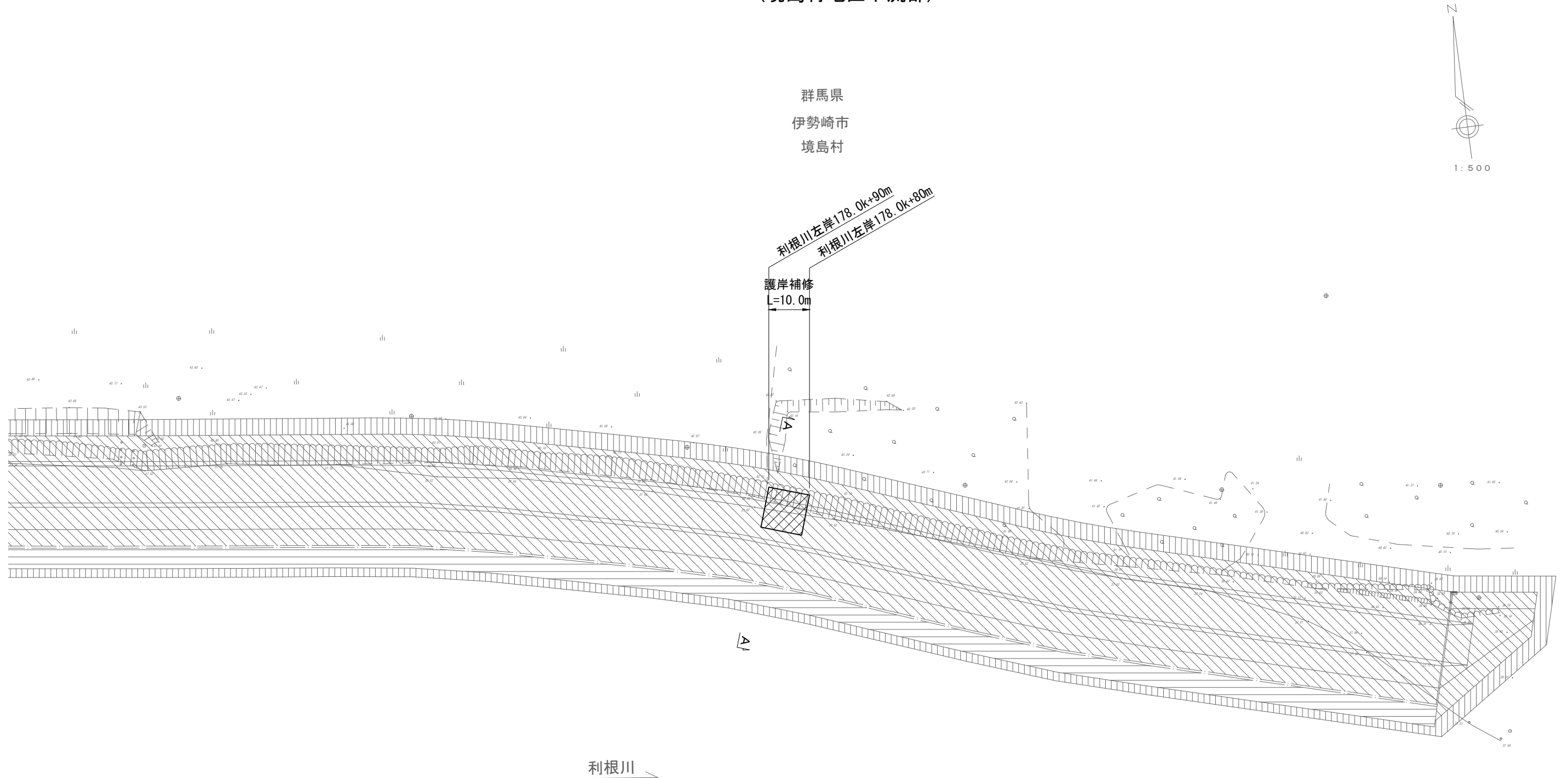


本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

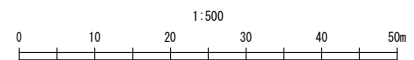
工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事		
図面名	標準横断図(下仁手地区)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	3 / 7
会社名			
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

平面図(1)
(境島村地区下流部)

S=1:500



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

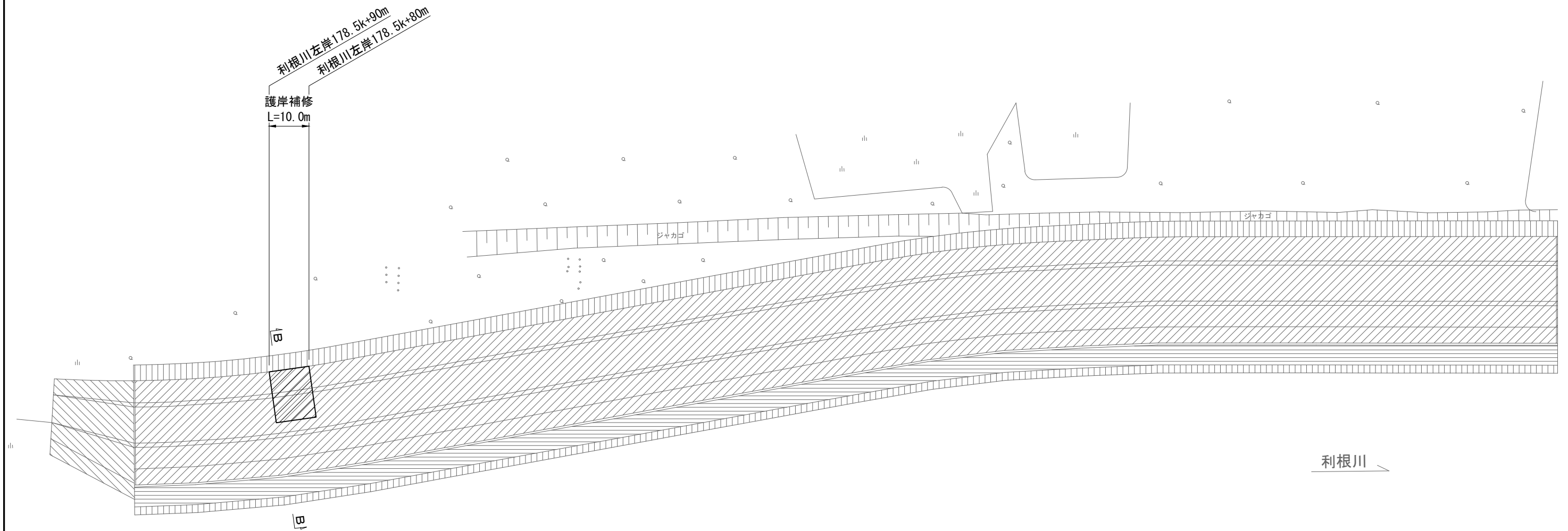


工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事		
図面名	平 面 図 (1) (境島村地区下流部)		
年月日	令和 8 年 1 月 日		
縮 尺	1:500	図面番号	4 / 7
会社名			
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

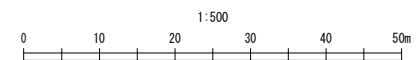
平面図(2)
(境島村地区上流部)

S=1:500

群馬県
伊勢崎市
境島村



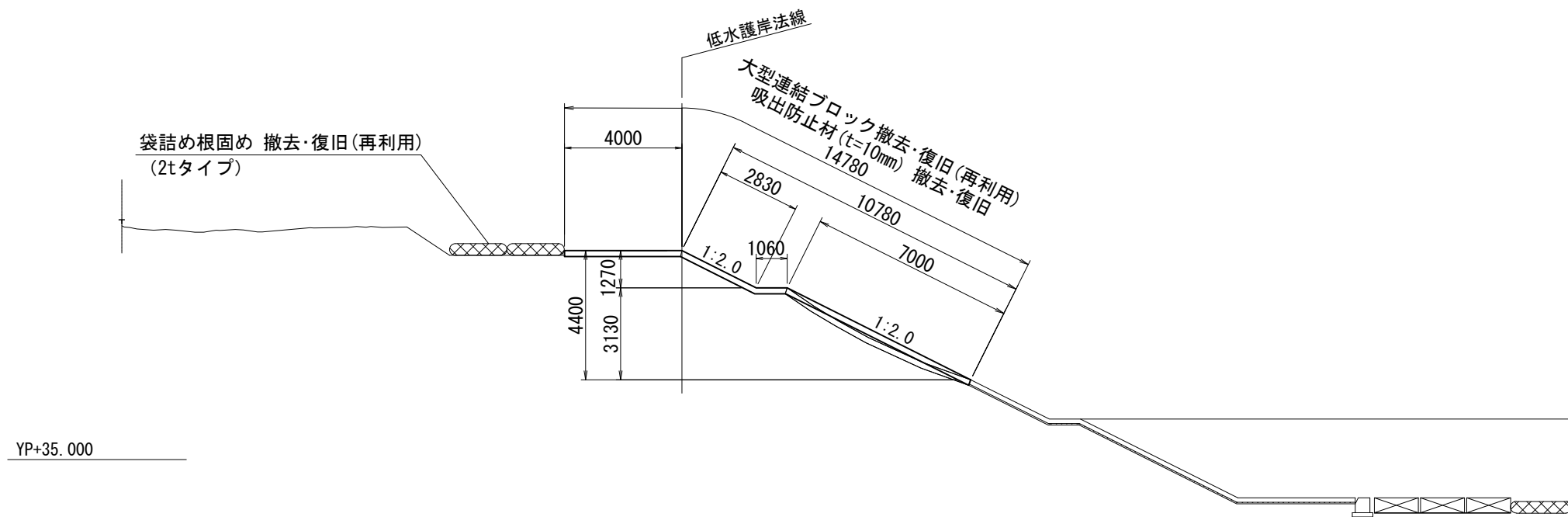
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。



工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事		
図面名	平 面 図 (2) (境島村地区上流部)		
年月日	令和 8 年	1 月	日
縮 尺	1:500	図面番号	5 / 7
会社名			
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

標準横断図(1) S=1:100
(境島村地区下流部)

A-A断面



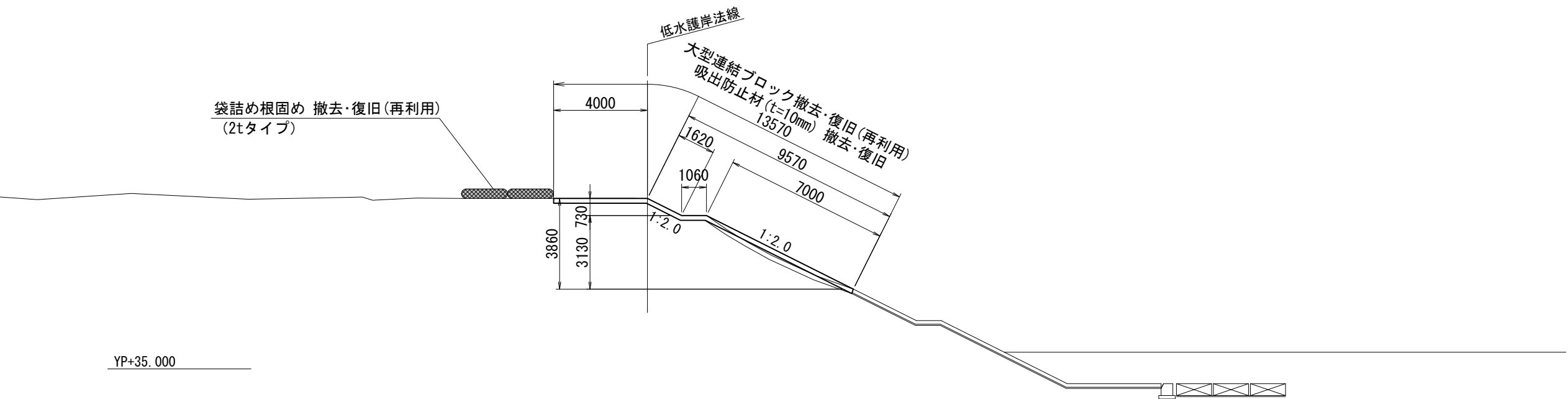
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事		
図面名	標準横断図(1) (境島村地区下流部)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	6 / 7
会社名			
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		

標準横断図(2)
(境島村地区上流部)

S=1:100

B-B断面



本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります。

工事名	R 7 八斗島管内低水護岸補修工事		
図面名	標準横断図(2) (境島村地区上流部)		
年月日	令和 8 年 1 月	日	
縮 尺	1:100	図面番号	7 / 7
会社名			
事務所名	国土交通省 利根川上流河川事務所		